①　公表の対象となる契約先　次のいずれにも該当する契約先
・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること。
・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
②　公表する情報　上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
・当機構との間の取引高
・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨　３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
・１者応札又は１者応募である場合はその旨
③　当方に提供していただく情報　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
④　公表日　契約締結日の翌日から起算して72日以内
⑿　詳細は入札説明書による。
⒀　問い合わせ先
①　平成25・26年度の競争参加資格及び契約等について　独立行政法人都市再生機構九州支社　総務部　経理チーム　電話092―722―1017
②　申請書及び資料について　独立行政法人都市再生機構九州支社　住宅経営部　技術企画・工務チーム　電話092―722―1295

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideyuki Itai, Director General of Kyushu Branch Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction of the building at Wakahisa Apartment, Urban development project.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 24 July 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 18 September 2013 (submission of the tender documents by mail must be reached by 12 : 00 A.M. 17 September 2013)
⑹　Contact point for tender documents : Contract Division, General Affairs Planning Department, Kyushu Branch Office, Urban Renaissance Agency, 2―2―4, Nagahama, Chuo-ku, Fukuoka City, Fukuoka Pref. 810―8610 TEL 092―722―1017

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年6月24日
東日本高速道路株式会社　関東支社
支社長　遠藤　元一
◎調達機関番号　417　◎所在地番号　13
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　京葉道路　鬼高パーキングエリア橋（鋼上部工）工事
⑶　工事場所　自）東京都江戸川区一之江
至）千葉県市川市原木
⑷　工事内容　本工事は、京葉道路　鬼高パーキングエリア橋を建設する工事である。また、稲荷木跨道橋の建設工事及び鬼越歩道橋の架け替え工事を合わせて行う。
⑸　工事概算数量
鬼高パーキングエリア橋　橋長　192ｍ、鋼重　1,400ｔ、鋼製橋脚　46基
鬼高パーキングエリアオンランプ橋　橋長　115m、鋼重　600ｔ
鬼高パーキングエリアオフランプ橋　橋長　60m、鋼重　200ｔ
稲荷木跨道橋　橋長　49m、鋼重　100ｔ
鬼越歩道橋　橋長　57m、200ｔ
（旧）鬼越歩道橋（撤去）　橋長　57m、１橋
⑹　工期　契約保証取得の日の翌日から900日間
2　競争参加資格
⑴　東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　鋼橋上部工工事において、開札時に東日本高速道路株式会社の平成25・26年度一般競争参加資格を有し、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上であること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　確認申請書提出期限の日から落札者決定の日までの期間に、東日本高速道路株式会社競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年８月７日東高契第269号）に基づき、「地域３」において競争参加資格停止を受けていないこと。
⑸　平成15年度以降に、元請として完成及び引渡しが完了した次に揚げる施工実績を有すること。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
⑻　鋼箱桁橋の工場製作
⑼　トラッククレーン（クローラークレーン）工法（ベント併用含む）により架設した鋼連続桁橋の工事
⑽　供用中の高速自動車国道又は自動車専用道路を通行止めし、その道路上に架設した鋼橋架設工事
⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者または監理技術者を当該工事に配置できること。
①　主任（監理）技術者が、建設業法の許可業種（鋼構造物工事業）に係る資格を有する者であること。
②　現場代理人、専任の主任技術者または監理技術者のうち、いずれかの者が、平成15年度以降に完成及び引渡しが完了した次の元請としての施工経験を有すること。なお、各工事の施工経験を同一の工事において有する必要はなく、同一の技術者でなくともよい。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
⑻　鋼箱桁橋の工場製作
⑼　トラッククレーン（クローラークレーン）工法（ベント併用含む）により架設した鋼連続桁橋の工事
③　専任の主任技術者または監理技術者は、競争参加希望者と直接的雇用関係にある者であり、かつ３ヶ月以上の恒常的雇用関係にある者であること。
④　監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　次に挙げる基準を満たす設計管理技術者及び照査技術者を当該工事に配置できること。
なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の企業に所属する技術者に限る）については、あらかじめ技術士相当またはＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（以下「大臣認定」という。）を受けている必要がある。また、当該業者が競争参加資格の認定を受けるためには、開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。
また、設計管理技術者、照査技術者は受注者に所属し日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
・設計管理技術者及び照査技術者
⑻　技術士［総合技術監理部門（建設－鋼構造及びコンクリート）］の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
⑼　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。ただし、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。
⑽　ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、ＲＣＣＭ資格制度による登録を行っている者。
⑻　当該工事に係る設計業務等の請負人または当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。